

1. 給食費の減額(還付)の取り決め(表1参照)

- (1) 給食費の減額の取り決めとして、保護者から給食を止めるよう申出があった場合のみ、給食停止の手続きを取っている。
- (2) 《原則》として、連続して4日以上欠席の場合、4日目以降が減額の対象となる。(連続しない欠席は還付にならない)  
※給食を止めてから3日間は食材のキャンセルが出来ない。
- (3) 学校から調理場への連絡が午前中の場合、翌日から給食を止めることが出来る。(4日間分保護者負担)
- (4) 学校から調理場への連絡が午後の場合、翌々日から給食を止めることが出来る。(5日間分保護者負担)

(表1)

| 月 | 日  | A                        |          | B                       |          | C                         |          |
|---|----|--------------------------|----------|-------------------------|----------|---------------------------|----------|
|   |    | 児童生徒の欠席                  | 食材の停止    | 児童生徒の欠席                 | 食材の停止    | 児童生徒の欠席                   | 食材の停止    |
| 9 | 1  | 欠席の連絡(9/1~9/13)<br>午前中連絡 | 食材の保護者負担 | 欠席の連絡(9/1~9/13)<br>午後連絡 | 食材の保護者負担 | 欠席の連絡(9/1~9/6)<br>午前連絡    | 食材の保護者負担 |
|   | 2  | 給食停止                     |          |                         |          | 給食停止                      |          |
|   | 3  |                          | 給食費還付    |                         | 給食費還付    |                           | 給食費還付    |
|   | 6  |                          |          |                         |          |                           |          |
|   | 7  | 欠席                       | 給食費還付    | 欠席                      | 給食費還付    | 再度欠席の連絡(9/7~9/13)<br>午前連絡 | 給食費還付    |
|   | 8  |                          |          |                         |          |                           |          |
|   | 9  |                          | 給食費還付    |                         | 給食費還付    | 欠席                        | 給食費還付    |
|   | 10 |                          |          |                         |          |                           |          |
|   | 13 |                          |          |                         |          |                           | 給食費還付    |

- A 9月1日 午前中に欠席の連絡(9/1~9/13まで)・・・9月7日~9月13日まで還付(5日間還付)
- B 9月1日 午後に欠席の連絡(9/1~9/13まで)・・・9月8日~9月13日まで還付(4日間還付)
- C 9月1日 午前中に欠席の連絡(9/1~9/6まで)・・・給食を止めることが出来てから4日未満なので還付なし。  
9月7日 午前中に引き続き欠席の連絡(9/7~9/13まで)・・・給食を止めることが出来てから4日目以降の9月13日(1日分)還付。  
※ トータルでは連続して4日以上欠席だが、9月1日時点では6日までの欠席の連絡なので、7日からの給食は準備している。  
よって、再度欠席の連絡があつてからから3日間は食材をキャンセルできないため、4日以降の9月13日のみの還付となる。

2. 2学期からの給食停止の流れ

【学校の事務】

- ① 保護者からの欠席の連絡を受けた場合
  - 欠席の期間の確認
  - 給食を止めていいかの確認(連続して4日以上欠席の場合のみ)
  - ↓ 連続して4日以上欠席の場合
- ② 調理場・パン米飯業者・牛乳業者への数量の変更の連絡
- ③ 教育委員会 体育・給食課 学校給食係の欠席予定一覧表の提出

【体育・給食課の事務】

- ① 欠席予定者一覧表の提出を受け、個人ごとの給食費徴収金額の計算。⇒個人ごとの徴収金額を学校の徴収担当にお知らせする。
- ② 保護者宛 徴収金額のお知らせの文書作成 ⇒ 学校を通じて保護者に配布。

3. 今後の事務について

- ① 2学期開始後、給食費の還付についての説明文を作成し、保護者に配布。(体育・給食課作成)
- ② 給食費の還付の方法については、個人ごと口座に返金すると返金手数料が発生するので、次月の給食費徴収金額で調整。(学校で処理例)9月分給食費の還付については、8月末に徴収済み(前納のため)10月分(9月末徴収)で調整。

4. その他

【小学校の場合】

- ① 給食費徴収金額(還付計算)の考え方
  - A 月額-@250円(日額)×還付日数 B @250円(日額)×実食数
  - A と B を比較して納入額が多い金額で徴収。